

議第27号

三島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

三島市国民健康保険税条例（昭和34年三島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第22条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の三島市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成29年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士

